

新型コロナウイルス感染症 第2波に向けた課題

－ 第1波への対応を振り返って －

令和2年(2020年)5月31日現在

新型コロナウイルス感染症天龍村対策本部

趣旨

長野県においては、5月13日以降新型コロナウイルス感染症の新規感染者は確認されていないものの、国内では新規感染者の発生が続いており、長丁場の対応が求められている。今後は、これまでの経験を踏まえて、見えてきた課題への対応を進め、次なる波に備えて体制を整備しておくことが不可欠である。

このため、当村における新型コロナウイルス感染症第1波への対応を振り返り、第2波に向けた課題を整理する。

※課題・問題点は下線で表しています

1 天龍村新型コロナウイルス感染症対策本部の運営

国内で新型コロナウイルス感染症による感染例が多数報告される中、県においても2月25日に第1例目の感染者が発生したことを受け、2月27日に村長を本部長とした「天龍村新型インフルエンザ等対策行動計画」の体制を引用して「天龍村新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、更に4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき7都府県に緊急事態宣言がされたことを受け、同法に規定された「新型コロナウイルス感染症天龍村対策本部」に切り替えるなど、5月末までに10回の会議（以下、「対策本部会議」という。）を開催した。

本部会議は、「新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議」において協議された、「県としての対応方法」や「県主催のイベント・行事の開催基準」を参考として、村の状況に応じた対応方法や村が主催するイベント・行事の開催についての判断基準等を中心に協議を行った。

この本部体制により、各役割を明確化するとともに情報の共有を図り、横断的な業務については、本部会議において検討、調整、決定をしてきた。また、必要に応じ、消防関係者や医療対応関係職員を対策本部長（村長）が指名し、「対策本部会議」へ出席させ効果的な協議と情報共有を行った。

今後においても感染症の状況に応じた柔軟性のある対策の決定や改善、迅速な村民への周知を実現させるためには、県や近隣市町村の動向に注視する中で、状況に応じた会議の開催が必要である。

2. 村民への情報提供と行動変容の呼びかけ

対策本部会議において決定された、新型コロナウイルス感染症に関する村における感染対策、村公共施設の対応、村主催の行事等を村民に周知するため、村内回覧、村内放送、CATV、ホームページ、キャラバン広報等を活用し、積極的な情報発信に努めた。

村民には、それぞれの特性を活かした効果的な情報発信が必要であるとともに、高齢者の多い当村にとっては、親切でわかりやすい表現に心掛ける必要がある。特にホームページはトップページに特設ページを設け、村民がダイレクトに情報を確認できる方法を検討していく必要がある。

1) 村内回覧

- ①感染症発生状況、村の対応及び取り組み、注意喚起、予防対策（8回）
- ②支援機制度、村民への配布物品、公共施設への備蓄品等（3回）

2) 村内放送

- ①感染症発生状況、村の対応及び取り組み、注意喚起、予防対策（6時25分にも定期的実施）

3) CATV放送

- ①村長メッセージ
- ②感染症発生状況、村の対応及び取り組み、注意喚起、予防対策

4) ホームページ（新型コロナウイルス関連情報）

- ①村長メッセージ
 - ア. 県内に緊急事態宣言が発令されたことを受けたメッセージ（4月16日～）
 - イ. 村民へのメッセージ（4月21日～ YouTube 動画放送）
- ②長野県からのお知らせ
- ③支援制度等に関するお知らせ
- ④村の対応（取り組み）
- ⑤保育所・小中学校の対応
- ⑥公共施設の使用制限及び対応
- ⑦村主催行事、イベントの中止及び延期
- ⑧感染症の拡大を防ぐためのお願い

5) 公用車による村内一円キャラバン広報活動（5月1日）

6) 公共施設への感染予防対策ポスターの掲示

3. 村主催イベント・行事における対応

2月27日の対策本部会議にて、多数の参加者が集まるものや飲食の提供、屋内の狭い部屋で開催するイベント・行事を原則延期または中止、実施日の変更が困難なものは参加者を限定し、感染症対策等を確実に講じたうえで実施することを決定し、村の公共施設を利用して開催されるものについても同様の取扱いをした。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、イベント・行事の中止が長期化した。長野県における緊急事態宣言解除後は、感染防止策の徹底を図りながら段階的に再開することとした。

第2波に備え、国や県から発信される情報に注視し、国の「新しい生活様式」や、県が発出した「信州版 新たな日常のすゝめ」に即した手法を村の実情に即して実施していく必要がある。

○村主催によるイベント・行事の内、延期または中止したもの（4月～5月）

- 1) 区長会（延期）
- 2) 村長杯パターゴルフ大会（中止）
- 3) 行政相談（中止）
- 4) さわやか運動教室（中止）
- 5) おきよめゆったり運動教室（中止）

- 6) しんぱいごと相談 (中止)
- 7) オレンジカフェ (中止)
- 8) 放課後子ども教室 (中止)

4. 公共施設における対応

国は4月7日に7都府県を対象区域とする緊急事態宣言を発令し、県では感染状況を総合的に考慮し、4月9日からの2週間を県内の感染拡大防止に重要な時期とし、「感染対策強化期間」に位置付けた。このことを受け、4月8日の対策本部会議にて、不特定多数の者が利用する施設や、特に配慮を要する子どもや高齢者が利用する施設を休館(休業)、閉鎖することを決定した。5月14日には長野県における緊急事態宣言が解除された後は、施設環境や適切な感染防止対策を講じたうえで、段階的に再開することとした。しかし、公共施設の性質と利用実情や管理体制によって一部の施設において使用制限や閉鎖を継続している状況となっている。

第2波に備え、公共施設等の性質と利用実情や管理体制により慎重に検討すること、濃厚接触者の追跡調査が可能となる措置を講ずること、感染がまん延している地域から呼び込まない方策、状況に応じて速やかに対応できる体制づくり、必要な施設設備の改修及び対策物品の配備等が必要である。

○休館(休業)、閉鎖をした主な公共施設

- 1) 和知野川キャンプ場 (4月9日～6月30日)
- 2) 大河内森林公園キャンプ場 (4月9日～6月30日)
- 3) ニセンジパターゴルフ場 (4月9日～5月20日)
- 4) 天龍温泉おきよめの湯 (4月14日～5月31日) 【おきよめの湯「村民の日」を設定】
- 5) 村民体育館 (5月7日～当面の間)
(なんでも館、村図書館、村営グラウンド、村営テニスコート、村コミュニティーセンターは、4月9日から当面の間、一部使用制限を実施)
- 6) ふれあいステーション龍泉閣 (4月14日～6月2日) 【龍泉の湯「村民の日」を設定】
- 7) 養護老人ホーム (当面)
- 8) 特別養護老人ホーム (当面)
- 9) デイサービスセンター (当面)

5. 村立学校の対応

2月28日の国からの全国一斉臨時休業要請を受け、直ちに学校の休業に向けた準備を進め、3月2日から春休み前日まで一斉休業を実施した。4月上旬に学校を再開したが、国の非常事態宣言や県の対応方針、県の専門家懇談会の意見を踏まえ、再度学校の一斉休業を実施したところである。

4月9日に、4月13日から4月24日の休業、その間4日の臨時的登校(給食提供)を実施した。

4月23日には、4月25日から5月10日までの休業延長、その間5日の臨時的登校(給食提供)を実施した。

5月8日には、5月11日から5月24日まで休業延長、その間6日の臨時的登校(給食提供)を実施し、その後、5月25日以降再開し通常登校に移行している。

「新たな生活様式」に適応するため、「三つの密」を回避するための学校生活を実行している。

学びの確保のため夏休みの期間を短縮して対応することとした。中学校の部活動は6月1日から段階的に再開した。

今後、第2波に向けて、次の課題に対応する必要がある。

- 1) 学校の臨時休業は、子どもたちの学習や心理面への影響のみならず、保護者の負担等様々な影響が生ずることから、実施に当たっては、県の対応方針や、県の専門家懇談会の意見を聴くなど慎重に検討する必要がある。
- 2) 第1波における一斉休業においては、すぐさま家庭での学習などにより子どもたちの学びを継続する体制が取れず、ICTを活用したオンライン授業等による学習を進めることができなかった。このため、第2波に備え、国の経済対策を活用し、ICTの機器整備を急ぎ、教員のICT活用スキルの向上などを行うとともに、各学校において第2波に備えた「学びの継続計画」を策定することなどにより、いつ臨時休業となっても子どもたちの学びを止めない体制づくりを行っていく必要がある。
- 3) 学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要であり、慎重に検討する必要がある。
- 4) 学習指導に関することについては、子どもの学びや心身の健康保持、増進等に十分留意する必要がある。

6. 庁舎における防疫対策

従前から、来客者用正面玄関と職員玄関に設置していた手指消毒液の設置個所を4月20日に増設するとともに感染防止対策の案内板を掲示した。その後、来客者と接する窓口カウンターへ職員が自作した飛沫感染防止アクリル板を設置するなどの感染防止対策を行った。(なんでも館、南支所でも実施)

また、4月27日からは入庁者を特定するために、来客者用の北側玄関を閉鎖し、正面玄関へ「来庁者受付票」を5月31日まで設置した。

対応の遅れから物資の確保に苦慮したため、第2波に備え、早期に必要な物品を確保しておく必要がある。また、来客者や職員が触れる機会の多いドアノブや蛇口、洋式用トイレ設備の改修、換気を行うための設備改修、執務室を分散し事務を行うための電話回線やインターネット回線の増設等が必要と考える。

7. 職員の業務継続対策

職場における感染拡大防止のため、2月28日に全職員へマスクの着用を周知した。4月20日には職場における対策の基本的な考えとして、密閉、密集、密接（3密）を避ける行動と、職場内での感染防止の行動を徹底した。

また、5月7日から5月29日までの間においては、職場内の密集を減らし感染リスクを低減させるため、3交代制による「時差勤務」を実施した。

第2波に備え、継続している感染防止事項の徹底をしていくとともに、行政サービスや業務に支障を及ぼさないことを第一に考えながら、「テレワーク」環境の整備についても検討し、職員同士が接触しないことで、効果的な感染防止策を進める必要があると考える。

○職場内での感染防止行動の徹底事項

- 1) 出勤時に検温を行い、37.5度以上の熱や息苦しさがある場合は出勤を控える。(継続中)
- 2) 登庁後及び外部から帰庁した際は、せっけん等によるこまめな手洗いをする。(継続中)
- 3) 公務中はマスクを着用し、感染防止に努める。(継続中)
- 4) 人人との間隔に1m以上の距離を保持するため、机の間隔を空ける。(継続中)
- 5) 会話や発声時には2m以上の間隔を空ける。(継続中)
- 6) 30分間に1回は窓を開けて換気に努める。(定期的な換気に変更して継続中)
- 7) 複数の職員が触れる物品等は気の付いた職員がこまめな消毒をする。(継続中)
- 8) 疲労の蓄積による感染を防ぐため、時間外勤務を避けて健康管理に心掛ける。(継続中)
- 9) 経営困難な飲食店の利用促進のため、総務課で弁当の一括注文を行う。(各課対応へ切替)
- 10) 「時差勤務」期間中の朝礼の未実施。(働き方改革の一環として毎週月曜日のみ実施中)

8. 物資の調達

公共施設や避難所等へ配備する物品及び村民へ配布する感染拡大防止のために必要となる物資（マスク、消毒液、せっけん、非接触型体温計等）については、総務課と住民課において発注品の一元化を図り、地域経済の活性化のため、村商工会と連携して地元商店から調達した。

今後、感染拡大の状況によっては、必要物資の供給が困難な状況も考えられるため、第2波に備えてこれまで購入した必要量を参考に、村商工会と連携して適正な物資の発注及び備蓄を進める必要がある。

9. 経済的支援

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済的な支援や生活面への支援を個人や事業者に対し以下のとおり行なった。

1) 給付金・支援金等

①特別定額給付金

4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されたことを受け、5月7日に通知し、翌日8日から郵送申請並びにオンライン申請受付を開始（令和2年8月3

1日まで申請受付)した。7月31日時点で全684世帯のうち、681世帯(99.6%)から申請を受け、給付辞退者を除く679世帯(99.2%)への支援(一人10万円)が完了している。

②子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、給付金(一人1万円)を支給した。対象となる児童手当を支給している子育て世帯に対し6月1日付で案内し、受給する意思表示をされた方には申請手続きを省略し、既に天龍村が児童手当を支給している振込口座に支給した(公務員など職場から児童手当が支給されている方は申請が必要)。

対象は39世帯(総支給額640,000円)で、8月13日を以って全対象者の給付が完了した。

③新型コロナウイルス対策事業持続化給付金(2回実施)

村内に事業所を構え営業する者で、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した事業者に対し、事業の継続を支えることを目的とする給付金を支給した。(30万円以内)

1回目(2・3月分)については、10事業者(支給総額1,965,000円)へ支給した。

④子育て世帯支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症対策により経済的影響を受けている子育て世帯へ給付金を支給し、経済的負担軽減(児童一人1万円の支給)を図った。対象は40世帯(総支給額640,000円)で、6月15日を以って全対象者の給付が完了した。

⑤新型コロナウイルス対策事業持続化支援事業

村の公共施設で指定管理等の業務委託をしている法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した事業者に対し、事業の継続を支えるための支援金。(上限300万円)

2) 村公共料金の支払猶予

①村税(村県民税、固定資産税、軽自動車税、法人村民税)

地方税法の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期に比べ30%以上減少し、村税の納付が困難になる事が予見される場合に、令和3年度の固定資産税を猶予するもので、村条例を一部改正し対応しているところである。現在のところ問い合わせ等はないが今後も申請漏れが無いよう配意しCATV、村ホームページ、村内放送等各種広報手段を用い、更に周知に努める必要がある。

②国民健康保険税

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が令和元年に比べ3割以上減収する見込みの世帯に係る国民健康保険税の減免を行うこととし、制度の周知を行った。相談のあった世帯は2件あったが、実際に対象となった世帯は0件であった。村税同様申請漏れがないよう今後も周知に努める必要がある。

③介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入が令和元年に比べ3割以上減収した世帯に属する第1号保険者の介護保険料の減免を行うこととし、制度の周知を行った。

相談件数は0件であったが、申請漏れがないよう引き続き周知に努める必要がある。

④後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険においても長野県後期高齢者広域連合により、国民健康保険税と同様の減免制度が採用されたことを周知し、窓口対応を行ったが、相談案件は0件であった。

⑤上下水道料

令和2年3月19日付総財公第72号総務省公営企業課長通知により、水道使用料については、地方自治法施行令第171条の6第1項第3号の規定に基づき、下水道使用料については、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき地方税法の例により、徴収猶予ができることとした。

現在まで、徴収猶予した事例はないが、今後もCATV、村ホームページ、村内放送等各種広報手段を用い、更に周知に努める必要があると思われる。

⑥村営住宅使用料

天龍村村営住宅管理条例第15条の規定により、徴収猶予ができることとした。

現在まで、徴収猶予した事例はないが、今後もCATV、村ホームページ、村内放送等各種広報手段を用い、更に周知に努める必要があると思われる。

3) 村民への物資供給

①中山間地域住民必需物品供給事業

新型コロナウイルス感染症予防対策のためのマスク、せっけん、消毒液等の必需品を村で購入し、世帯人数別にセット数を区分して、村民へ配布。(2以下世帯1セット(554世帯)、3人以上5人未満世帯2セット(105世帯)、5人以上世帯3セット(25世帯))

4) その他

①温泉村民保養券の増刷配布

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業している温泉施設の利用促進と、村民の健康増進を図るため、温泉保養券を増刷して配布。(温泉保養券一人10枚)

②商工会「ドラゴン商品券」発行事業

新型コロナウイルス感染症の影響による村内商店の売り上げの減少を見込み、例年より早い6月1日から「ドラゴン商品券」を前倒して販売し、村内での買い物の推進を図った。(商品券は最高一人5万円まで)

③社会福祉協議会「手づくりマスク」製作事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に入手困難な子ども向けマスク等の製作を社会福祉協議会に委託し、休業中のボランティア等で製作されたものを買って、保育所や小中学校に配布する必要な経費を村が負担。

④社会福祉協議会「生活福祉資金」特例貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付対象世帯を低所得者以外まで拡大し、休業、失業等により生活資金に苦慮している方に向けた緊急小口資金等の特例貸付を行った。

(10万円以内、特例の場合は20万円以内)

⑤社会福祉協議会パートタイム職員募集

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や休業を余儀なくされた方を対象に、会社復帰までの間、パートタイム職員として雇用した。

10. 感染疑いのある者への対応について

1) 一般

- ① 保健所との連携をとる中で対応することとなる。国、県の指針に基づき、かかりつけ医や保健所の相談窓口への相談。保健所の指示、協議のうえでの対応を行う。また、相談窓口の情報周知により住民への安心感と感染時の適正な対応を促す。

感染者の移動に関する方法、手段等については保健所の判断、指示によることとなるが、あらかじめ、県や保健所との協議を行い、家族や、独居生活者における行政対応を要する場合に備える必要がある。

- ② 感染者の発生の有無にかかわらず基本的な感染防止策の励行は徹底されるべきであり、村民に対して、慌てることなく冷静な対処を呼びかける。

2) 学校教育関係 (学校教育活動の実施の可否やあり方について)

- ① 文部科学省の通知「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」により、学校設置者は、地域や児童生徒等及び教職員等の生活圏 (主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する) におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断すること。
- ② その際は、県の対策本部においての衛生主幹部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、学校医とも連携し慎重に判断すること。
- ③ 学習指導に関することについては、子どもの学びや心身の健康保持、増進等に十分留意すること。

11. その他

1) 村議会運営

本会議場の議長席、答弁席、質問席に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置するとともに、入場時にあたってはアルコール消毒と非接触型体温計を会場入口に設置し、感染予防の徹底を図った。

第2波に向けて、議会の会期、議事日程、会議時間の短縮、傍聴人の制限等を検討する必要がある。

2) 指定避難所での対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、元々3密が発生しやすい条件がそろっている避難場所について、国や5月26日付けで改定された「長野県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、村民が安心して避難できるよう感染症対策が進められることとされた。村においても、指定避難所へ感染予防のためのマスク・消毒液・非接触型体温計を配備した。

第2波に備え、飛沫感染防止及びプライバシー保護のためのパーテーションの配備や、避難所の運営方法及び村民の避難方法について防災訓練等を通じて実践的に行い、有事の際に備える必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する対応経過

月 日	国	県	村	教育委員会	
				小・中学校	社会教育施設
2月25日		○県内1例目感染症患者発生 ○県主催のイベント・行事の開催基準決定			
2月27日	○全国の小中高等学校、特別支援学校を3月2日から春休み前日まで臨時休校要請		○第1回対策本部会議 (県行動計画の確認・3月17日までの村主催行事等の開催基準決定及び村民周知)		
2月28日				○臨時休校通知の発出 (3月2日～春休み前日まで)	
3月2日				○臨時休校 3月2日(月)から春休み前日まで 臨時的登校:3月2日午前中 措置:人の集まる場所等への外出を避け基本的に自宅で過ごす対応(臨時的登校を認める。)	
3月4日				○卒業証書授与式(3月17日)縮小通知の発出	
3月13日			○第2回対策本部会議 (県行動計画の確認・3月24日までの村主催行事の開催基準見直し及び村民周知)		
3月17日				○卒業式卒業証書授与式の縮小実施 (参加者:学校関係者・卒業生保護者・村長・教育長)	
3月24日			○第3回対策本部会議 (県行動計画の確認・当面の村主催行事の開催基準見直し及び村民周知)		
3月26日	○政府対策本部設置	○県対策本部設置		○新年度準備登校日	

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する対応経過

月 日	国	県	村	教育委員会	
				小・中学校	社会教育施設
3月27日		○管内1例目感染者発生(退院)			
3月29日		○管内2例目感染者発生(退院)			
3月31日		○基本的処方針の策定			
4月3日		○発生段階区分の決定			
4月4日				○入学式及び始業式の縮小実施 (参加者:学校関係者・新入生保護者・村長・教育長)	
4月7日		○7都府県に対し緊急事態宣言 (5月6日まで)			
4月8日		○感染対策強化期間(4月9日～4月22日) ○「三密」を回避するため臨時休校を含めたリスク低減措置の要請 ○県教委は県立学校を4月10日～4月23日まで臨時休校を決定 ○管内3・4例目感染者発生(退院)	○第1回対策本部会議 (新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置、管内の状況確認・学校運営に関する留意事項・緊急事態宣言・村主催行事及び公共施設の対応)		
4月9日		○管内5例目感染者発生(退院)	○新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた村の対応周知 (村主催行事等:4月中は縮小・延期・中止を決定、公共施設等の対応:5月6日まで休業又は閉鎖)	○臨時休校通知の発出 (4月13日～4月24日まで)	○なんでも館・図書館・村営グラウンド・テニスコート・コミュニティーセンター:5月6日まで使用一部制限 ○村民体育館:5月6日まで閉鎖
4月13日				○臨時休校 4月13日から4月24日まで 措置:人の集まる場所等への外出を避け基本的に自宅で過ごす対応 ○臨時的登校日(給食提供) 4月14日・17日・21日23日	
4月14日		○長野・松本圏域への警戒宣言発令	○おきよめの湯・龍泉閣全館休業(5月6日まで)		

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する対応経過

月 日	国	県	村	教育委員会	
				小・中学校	社会教育施設
4月16日					
4月17日					
4月20日					
4月21日					
4月23日					
4月25日					
4月30日					
5月4日					

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する対応経過

月 日	国	県	村	教育委員会	
				小・中学校	社会教育施設
5月5日		○緊急事態措置の継続 ○県立学校は5月22日まで休業延長決定(市町村立学校は県立学校の取扱いを参考に各学校対応)		○4月9日以降、飯田保健所管内での感染者は発生していないが、今後の終息を見通すことが困難であり、制限された状況下での学校運営が想定されるため、文科省のガイドラインを踏まえ、臨時登校などができる工夫を実施。	
5月6日			○第4回対策本部会議 (緊急事態宣言期間延長に伴う村対応の村民周知(5月15日まではこれまでの対策を継続し16日以降は「新しい生活様式」への移行準備、5月31日までの村主催行事の中止及び公共施設休業延長))		
5月7日					○なんでも館・図書館・村営グラウンド・テニスコート・コミュニティーセンター:5月31日まで使用一部制限 ○村民体育館:5月31日まで閉鎖
5月8日				○臨時休校通知の発出 (5月11日～5月24日まで)	
5月11日				○臨時休校 5月11日から5月24日まで延長 措置:人の集まる場所等への外出を避け基本的に自宅で過ごす対応 ○臨時的登校日(給食提供) 5月11日・12日・14日・18日・20日・22日(中学校部活動:未実施)	
5月14日		○緊急事態宣言対象区域を変更 (8都道府県・長野県解除)			

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する対応経過

月 日	国	県	村	教育委員会	
				小・中学校	社会教育施設
5月15日		○緊急事態宣言解除後の県対応決定 ○県立学校は5月23日から段階的に再開決定	○第5回対策本部会議 (16日以降の対応、村主催行事及び公共施設等についての村民周知・臨時特例交付金事業)	○市町村立学校は近隣町村でも段階的に学校再開 (文部科学省ガイドラインを踏まえ、感染防止対策に最大限配慮し学校再開の見通しを進める。)	
5月18日			○温泉入浴「村民の日」の実施 (龍泉の湯:月・水曜日、おきよめの湯:火・金曜日)		
5月20日			○ニセンジパターゴルフ場営業再開		
5月21日	○緊急事態宣言対象区域を変更 (5都府県)				
5月22日			○第6回対策本部会議 (23日以降の対応、村主催行事及び公共施設等についての村民周知・庁舎等の体制)	○学校再開の決定及び通知の発出 (学校再開:5月25日(月)~)	
5月25日	○緊急事態宣言解除(全国)	○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部対策本部廃止	○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部対策本部廃止	○学校再開 (「新たな生活様式」に適應するため、登校前の検温・健康観察の励行・発熱など体調不良時の登校自粛及び手洗いの励行、マスクの着用、「3つの密」を回避することを基本とした。学びの確保のため夏休み期間を短縮し対応。中学校部活動は6月1日から段階的に再開)	
5月29日		○社会経済活動再開に向けたロードマップ及び信州版「新たな日常のすすめ」作成	○第7回対策本部会議 (6月1日以降の対応、村主催行事及び公共施設等についての村民周知・庁舎等の体制)		
6月1日			○おきよめの湯・龍泉閣:通常営業再開 ○キャンプ場:6月30日まで閉鎖延長		○なんでも館・図書館・村営グラウンド・テニスコート・コミュニティーセンター:当面の間使用一部制限 ○村民体育館:当面の間閉鎖